証券コード　9068
平成29年６月13日

株　主　各　位

横浜市中区南仲通二丁目15番地
丸全昭和運輸株式会社
代表取締役社長　浅　井　俊　之

第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第115回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場　　所　横浜市中区尾上町一丁目８番地 関内新井ビル11階
関内新井ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．会議の目的事項
報告事項　１．第115期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第115期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役17名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.maruzenshowa.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策を背景として、企業業績の向上や雇用・所得環境の改善が進み、個人消費に足踏みがみられるものの緩やかではありますが、景気の回復基調は継続いたしております。また、中国をはじめとするアジア新興国の景気の下振れや、英国のＥＵ離脱問題、米国のトランプ新政権による政策転換等、海外経済の不確実性が高まり、依然として不透明感を払拭できない状況が続きました。

一方、物流業界におきましては、国際貨物の輸送量は世界経済の持ち直しにより、航空輸出貨物では、半導体関連でアジア向け貨物が大幅増となり、輸出入とも消費財・電機・電子関連の荷動きも回復し増加しました。船積み貨物も輸出入ともに、中国、ＡＳＥＡＮ向けが拡大し、米国、ＥＵ向けも底堅く、消費財・機械機器類・化学製品等の取扱いが増加しました。また、国内貨物の輸送量は、住宅資材の増加などを背景に建設関連貨物が堅調で、消費関連貨物の増加もあり、５年ぶりにプラスになったものの、ドライバー不足や同業者間の価格競争などの問題は継続しており、トラックの燃料価格も一時の原油安から上昇傾向にあり、明るい兆しも見えつつ、不安要因が見え隠れする状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは平成28年度を初年度とする３か年にわたる第６次中期経営計画を策定し、昨年４月から実施しております。本計画においては、グローバル化やテクノロジーがさらに進展した世界を次のステージ（ＮＥＸＴ　ＳＴＡＧＥ）と位置付け、その中でも存在感を発揮し続ける企業として、基盤を強化する３年間としております。当社の目指す姿を「グローバルな視点でサプライチェーンを最適化するロジスティクス・パートナー」とし、「１．売上の拡大　２．企業基盤の強化　３．営業力の強化」の３点を重点施策として掲げ、目標売上・利益の達成に取り組んでまいりました。

その結果、住宅資材の新規３ＰＬ業務の開始や、日用雑貨の業務拡大による取扱い増加、電力機器メーカーの構内作業の増加により増収となり、念願の連結売上1,000億円超を達成することが出来ました。

以上により当連結会計年度の売上高は104,824百万円と前期比4.9％の増収、営業利益は5,555百万円と前期比4.9％の増益、経常利益は6,149百万円と前期比4.9％の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は4,420百万円と前期比11.1％の増益となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

＜物流事業＞

貨物自動車運送事業については、関東地区では鉄鋼や化成品関連および事業所移転案件の取扱い減少がありましたが、住宅資材の新規３ＰＬ案件の受注や日用雑貨および非鉄金属の取扱い増加がありました。関西地区では、樹脂製品や住宅設備および日用雑貨の取扱い増加があり、貨物自動車運送事業全体では大幅な増収となりました。

港湾運送事業については、関東地区では輸出向けの建設機械や穀物類および住宅建材の輸入取扱い減少がありましたが、工業用バネや青果物の輸入取扱い、中東および東南アジア向けのプラント案件の取扱い増加がありました。中部地区では、太陽光パネルの輸出取扱い減少がありましたが、沿岸荷役作業の増加があり、港湾運送事業全体では増収となりました。

倉庫業については、関東地区では建設機械、非鉄金属や政府米の取扱い減少がありましたが、住宅資材の新規３ＰＬ案件の受注や、日用雑貨の契約形態の見直しによる取扱い増加があり、増収となりました。

鉄道利用運送事業では、化成品の取扱い減少がありましたが、住宅資材や農業用器具の取扱い増加があり、増収となりました。

その他の物流附帯事業については、内航船収入では、石炭や穀物類の取扱い減少や建設残土の回漕業務が終了し、減収となりました。外航船収入では、合成ゴムや工業用バネの海上輸送の増加がありましたが、太陽光パネルの輸出取扱い減少や非鉄金属の取扱い減少があり、減収となりました。また、荷捌収入では、モーター関連部品および輸出向け電化製品の取扱い減少がありましたが、医療用フィルムや変圧器の取扱い増加があり、増収となり、その他の物流附帯事業全体としてはわずかながら増収となりました。

以上により、＜物流事業＞は前期比6.5％の増収となりました。

＜構内作業及び機械荷役事業＞

構内作業については、建設機械や鋼板の取扱い減少がありましたが、日用雑貨や変圧器および住宅設備関連の取扱い増加があり、増収となりました。

機械荷役事業については、クレーン作業の取扱い減少があり、減収となりました。

以上により、＜構内作業及び機械荷役事業＞は前期比1.3％の増収となりました。

＜その他事業＞

地代収入については、契約形態の見直しがあり、大幅な減収となりました。

工事収入については、国内の移設案件の受注が減少し、減収となりました。

以上により、＜その他事業＞は前期比21.0％の減収となりました。

なお、事業別の売上高は、以下の表のとおりであります。

事業別	売上高		
	金額	前期比率	構成比率
	百万円	%	%
物流事業	88,741	6.5	84.7
構内作業及び機械荷役事業	13,723	1.3	13.1
その他事業	2,359	△21.0	2.2
合計	104,824	4.9	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、物流拠点の確保、保管設備の増強ならびに輸送力強化・環境対応のための車輌・機械荷役装置への投資などであり、その総額は3,905百万円となりました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区分	第112期 平成25年度	第113期 平成26年度	第114期 平成27年度	第115期 (当連結会計年度) 平成28年度
売上高	89,486	94,672	99,902	104,824
経常利益	4,699	5,391	5,864	6,149
親会社株主に帰属する当期純利益	3,123	3,660	3,978	4,420
１株当たり当期純利益	34円90銭	40円90銭	44円46銭	49円41銭
総資産	108,116	116,037	114,382	122,647
純資産	61,985	67,379	68,222	73,705
１株当たり純資産額	691円63銭	751円95銭	761円52銭	822円80銭

(注) 1. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. １株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
丸十運輸倉庫株式会社	百万円 121	% 99.9	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全北海道運輸株式会社	30	100.0	物流事業
丸全水戸運輸株式会社	30	100.0	物流事業
丸全京浜物流株式会社	250	100.0	物流事業
丸全鹿島物流株式会社	130	100.0	物流事業
丸全中部物流株式会社	70	100.0	物流事業
丸全関西物流株式会社	150	100.0	物流事業
昭和物流株式会社	50	95.0	物流事業
昭和アルミサービス株式会社	50	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
ＳＡＳロジスティックス株式会社	150	100.0 (100.0)	物流事業
株式会社スマイルライン	35	100.0	物流事業
丸全京葉物流株式会社	50	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全港運株式会社	80	100.0	物流事業
丸全トランスパック株式会社	20	100.0	物流事業
丸全流通サービス株式会社	15	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全茨城流通株式会社	15	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全九州運輸株式会社	20	100.0	物流事業
武州運輸倉庫株式会社	90	100.0	物流事業
丸全中部流通株式会社	20	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全関西流通株式会社	15	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
鹿島タンクターミナル株式会社	1,000	93.5	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全電産ロジステック株式会社	250	100.0	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
丸全電産儲運(平湖) 有限公司	2,400 (千米ドル)	100.0 (100.0)	物流事業、構内作業及び機械荷役事業
マルゼン・オブ・アメリカインコーポレイテッド	3,600 (千米ドル)	100.0	物流事業

(注) １．議決権比率の（　　）内は、間接所有割合の内数であります。
２．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社24社であり、持分法適用関連会社は２社であります。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、先行き不透明ながらも、雇用・所得情勢の改善による消費の持ち直しと、世界経済の回復を背景とする輸出増加を受け、緩やかながら回復が期待されております。国内の物流市場においては、景気回復の影響は限定的で、貨物の総輸送量は、横ばいが予想されております。一方、国際物流においては、世界経済の回復による輸出増加が期待できるものの、消費の持ち直しは力強さに欠けることから、輸入は伸び悩むと予想されます。

このような状況のもと、第６次中期経営計画の１年目となる昨年度は、住宅資材の新規３ＰＬ業務の開始や、日用雑貨の業務拡大による取扱い増加、電力機器メーカーの構内作業の増加により増収となり、念願の連結売上1,000億円超を達成することが出来ました。今後は、一昨年より取り組んでいる電子部品関連の取扱い拡大に向けて一層注力してまいります。

本年度も中期経営計画に示したとおり、「３ＰＬ事業」「グローバル物流事業」の拡大および、「M&A」により更なる業容の拡大を図ると共に、長時間労働対策や人手不足による人員確保等の課題を一つひとつ解消し、企業基盤の強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解をいただき、倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、物流事業を主な事業として、以下の事業活動を展開しております。

事業区分	主要な事業内容
物流事業	貨物自動車運送事業、利用運送事業（貨物自動車・鉄道・外航海運・内航海運・航空）、港湾運送事業（一般港湾運送・港湾荷役（船内、沿岸）・艀運送）、倉庫業、通関業、梱包業、海上運送事業、航空運送代理店業
構内作業及び機械荷役事業	工場構内での原料、製品、重量物、精密機械等の移送、組立、充填、構内倉庫への保管、入出荷作業とこれらに附帯する諸作業並びに機械の賃貸
その他事業	建設業、警備業、不動産業、保険代理業、自動車整備業

(6) 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

① 当社

本　社　　横浜市中区南仲通二丁目15番地

支　店　　鹿島支店（茨城県神栖市）　東京海運支店（東京都港区）
川崎支店（川崎市川崎区）＊横浜海運支店（横浜市中区）
関東支店（横浜市中区）　中部支店(名古屋市中村区)
関西支店（大阪市北区）　東京事務所（東京都港区）

＊横浜海運支店は、平成29年４月１日付機構改訂において廃止となり、海運業務部、港運部（共に横浜市中区）を新設しております。

② 重要な子会社の本社

丸十運輸倉庫株式会社（東京都港区）
丸全北海道運輸株式会社（北海道苫小牧市）
丸全水戸運輸株式会社（茨城県笠間市）
丸全京浜物流株式会社（横浜市旭区）
丸全鹿島物流株式会社（茨城県神栖市）
丸全中部物流株式会社（名古屋市中川区）
丸全関西物流株式会社（神戸市東灘区）
昭和物流株式会社（川崎市川崎区）
昭和アルミサービス株式会社（栃木県小山市）
ＳＡＳロジスティックス株式会社（栃木県小山市）
株式会社スマイルライン（千葉県船橋市）
丸全京葉物流株式会社（千葉県市原市）
丸全港運株式会社（横浜市中区）
丸全トランスパック株式会社（横浜市鶴見区）
丸全流通サービス株式会社（横浜市中区）
丸全茨城流通株式会社（茨城県神栖市）
丸全九州運輸株式会社（北九州市小倉北区）
武州運輸倉庫株式会社（千葉県船橋市）
丸全中部流通株式会社（名古屋市中村区）
丸全関西流通株式会社（大阪市北区）
鹿島タンクターミナル株式会社（茨城県神栖市）
丸全電産ロジステック株式会社（東京都港区）
丸全電産儲運（平湖）有限公司（中国浙江省）
マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド
（米国カリフォルニア州）

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	2,409名	27名増
構内作業及び機械荷役事業	863名	19名増
その他事業	114名	1名減
全社（共通）	158名	13名減
合計	3,544名	32名増

（注）使用人数は就業員数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,057名	22名減	41.9歳	17.4年

（注）使用人数は就業員数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	8,219百万円
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	6,705
株式会社みずほ銀行	2,362

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　197,000,000株
②　発行済株式の総数　98,221,706株
（自己株式7,086,924株を含んでおります。）
③　株主数　4,948名
④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
丸全商事株式会社	8,229千株	9.03%
明治安田生命保険相互会社	6,095	6.68
株式会社横浜銀行	4,517	4.95
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	3,716	4.07
丸全昭和運輸取引先持株会	3,657	4.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,693	2.95
株式会社みずほ銀行	2,235	2.45
横浜振興株式会社	2,207	2.42
日本生命保険相互会社	2,010	2.20
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,800	1.97

（注）1. 当社は、自己株式を7,086,924株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成29年３月31日現在）

その他新株予約権等に関する重要な事項
平成26年２月17日開催の取締役会決議に基づき発行した、丸全昭和運輸(株)130％コールオプション条項付第５回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）に付された新株予約権

[転換社債型新株予約権付社債の内容]	
社債の総額	50億円
各社債の金額	100万円の１種類
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成26年３月４日
償還の方法および償還日	平成31年3月29日に各社債の金額100円につき100円で償還。なお、本新株予約権付社債の要項に従い、繰上償還されることがある。
募集方法	一般募集
[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	5,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権に係る本社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額	・本新株予約権の行使に際しては、本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。 ・転換価額　413円
新株予約権の行使期間	平成26年４月１日から平成31年３月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	・本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	当社が本新株予約権付社債を買い入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
転換社債型新株予約権付社債の残高	49億9,600万円

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅井俊之	
代表取締役専務	大西敬二	全部門、全関係会社統括 営業本部長 丸全北海道運輸株式会社代表取締役社長 丸十運輸倉庫株式会社代表取締役社長
常務取締役	中村匡宏	関東支店、川崎支店、機工部、中部支店、関西支店管掌
常務取締役	野口三郎	横浜海運支店、輸出梱包センター、通関・保税部、東京海運支店、鹿島支店、成田物流センター管掌ならびに担当 鹿島タンクターミナル株式会社代表取締役社長
常務取締役	加山等	営業本部副本部長
常務取締役	鈴木秀明	海外物流本部長 マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド取締役社長 丸全電産儲運（平湖）有限公司董事長
常務取締役	中野正也	経営企画部、総務部、経理部、関連事業部、人事部、情報システム部、物流品質環境部、ＡＥＯ総括管理室管掌 経営企画部、総務部、人事部、情報システム部、物流品質環境部、ＡＥＯ総括管理室担当
取締役相談役	野口正剛	
取締役	石川健一	経理部、関連事業部担当 経理部長、情報システム部長
取締役	髙橋秀一	海外特命事項担当 丸全電産ロジステック株式会社取締役副社長
取締役	村田安通	内部監査室担当 内部監査室長
取締役	龍康殿秀尊	川崎支店、機工部担当 川崎支店長
取締役	若尾正道	関東支店担当 関東支店長
取締役	岡田廣次	中部支店、関西支店担当 関西支店長 丸全関西流通株式会社代表取締役社長
取締役	内藤彰信	
取締役	梅若和子	飛騨川温泉土地株式会社代表取締役
常勤監査役	山形正治	
常勤監査役	澁谷康弘	株式会社有隣堂社外監査役
監査役	竹内伸行	三菱UFJ不動産販売株式会社代表取締役社長

(注) 1．取締役内藤彰信および梅若和子の両氏は、社外取締役であります。
2．監査役澁谷康弘および竹内伸行の両氏は、社外監査役であります。
3．監査役山形正治氏は、平成10年以来、平成24年に常勤監査役に就任するまでの間、当社の経理部長ならびに財務担当の役付取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、取締役内藤彰信および梅若和子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．当事業年度の取締役の異動は次のとおりであります。
(1) 平成28年６月29日開催の第114回定時株主総会において、新たに梅若和子氏が取締役に就任いたしました。
(2) 平成28年６月29日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって監査役横田長生および斎藤広志の両氏が任期満了により退任いたしました。
(3) 平成28年６月29日開催の第114回定時株主総会において、新たに澁谷康弘および竹内伸行の両氏が監査役に就任いたしました。
(4) 監査役岡部眞純氏は、平成28年８月８日逝去により退任いたしました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	16名 (2)	271百万円 (5)
監査役 （うち社外監査役）	6 (5)	29 (18)
合　　計	22	300

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役ならびに監査役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第105回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止するとともに、役員賞与もそれぞれ報酬額に組込み「取締役は年額350百万円以内」「監査役は年額36百万円以内」と決議をいただいております。
3．平成19年６月28日開催の第105回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
・取締役４名　　63百万円

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
・取締役梅若和子氏は、飛騨川温泉土地株式会社の代表取締役であります。なお、当社は飛騨川温泉土地株式会社との間には特別な関係はありません。
・常勤監査役澁谷康弘氏は、株式会社有隣堂の社外監査役であります。なお、当社は株式会社有隣堂との間には特別な関係はありません。
・監査役竹内伸行氏は、三菱ＵＦＪ不動産販売株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社は三菱ＵＦＪ不動産販売株式会社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

区分	氏　名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取締役	内藤彰信	17回中17回 (100.0%)	―	他社での経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役として独立した立場からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、適宜発言を行っております。
	梅若和子	12回中11回 (91.7%)	―	飛騨川温泉土地株式会社の代表取締役として長年の経営に携わり、その豊富な経験と知識を活かし、グローバルかつ女性の視点をもって、社外取締役として独立した立場からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、適宜発言を行っております。
監査役	澁谷康弘	12回中12回 (100.0%)	９回中９回 (100.0%)	株式会社横浜銀行の取締役執行役員として、経営に深く参画された経験に基づき、取締役会、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	竹内伸行	12回中12回 (100.0%)	９回中９回 (100.0%)	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の専務取締役として、経営に深く参画された経験に基づき、取締役会、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	岡部眞純	７回中０回 (0.0%)	７回中０回 (0.0%)	―

（注）取締役梅若和子ならびに監査役澁谷康弘および竹内伸行の３氏は、平成28年６月29日開催の第114回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。同３氏の就任後の取締役会の開催回数は12回、監査役会の開催回数は９回であります。また、監査役岡部眞純氏につきましては、平成28年８月８日の逝去による退任までの状況を記載しております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

②会計監査人に対する報酬等

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

新日本有限責任監査法人　38百万円

・当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

新日本有限責任監査法人　39百万円

(注) 1．当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別していないため、上記の報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。

2．当社の重要な海外子会社（マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド）につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

③監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である新日本有限責任監査法人から説明を受けた当該事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算定根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の概要

１．処分対象　新日本有限責任監査法人

２．処分内容　平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

３．処分理由　・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および運用状況の概要は以下のとおりであります。

１．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。

（運用状況）

取締役会は、社外取締役２名を含む取締役16名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名が出席しています。当事業年度に開催された取締役会は17回で、取締役会では法令、定款、取締役会規程等に基づき上程された会社の重要な業務執行を審議し、決議しました。また毎月開催される定例取締役会では、各取締役から執行状況の報告を求め、取締役の職務の執行を監督しました。

監査役は、監査役監査基準等に基づき取締役会およびその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査しました。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令および情報管理規程等の社内規程に基づき、情報の管理を行うとともに、取締役会議事録、稟議書等の文書の保存を行う。

当社は、個人情報の管理については、代表取締役社長が議長を務めるＣＳＲ推進会議が管轄する個人情報保護管理委員会を設置し、当社が定めた個人情報保護管理規程に基づき対応する。

（運用状況）

取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に係る各種情報については、各規程に基づき適切に保存および管理を行っています。

個人情報については、個人情報保護管理委員会のもと個人情報保護管理規程に基づき適切に対応しています。

またマイナンバーについては、特定個人情報管理規程に基づき適切に管理しています。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を統括する組織として代表取締役社長が議長を務めるＣＳＲ推進会議が管轄するリスク管理委員会を設置し、当社が定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築および運用を行う。

各部門の長は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、かつ、定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。

（運用状況）

リスク管理規程に基づきリスクアセスメントを実施して、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。

倉庫建設等の投資案件については、大型投資事前審査委員会にて、個別の投資リスクを確認しています。

また、大規模地震の発生に備えて事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、復旧対策本部訓練と社員の安否確認訓練を定期的に実施しています。

リスク管理委員会の活動状況は、ＣＳＲ推進会議及び取締役会にて定期的に報告しています。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化し、各部門においては、その目標達成にむけた具体策を立案し実行する。

当社は、取締役会を経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定する機関であるとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関として位置づけ、月１回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整え、意思決定の迅速化と業務執行の厳正な監督を行う。

当社は、代表取締役社長直轄の機関として常務会を設置し、毎週１回開催して取締役会の決議事項やその他重要案件に対する十分な事前審議を行う。

（運用状況）

取締役会は、第６次中期経営計画（平成28年度～平成30年度）について、四半期ごとに進捗状況の報告を求め、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう監督しています。

また取締役会決議事項については、常務会において十分な事前審議を経て決議しています。

５．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、代表取締役社長が議長を務めるＣＳＲ推進会議が管轄するコンプライアンス委員会を設置する。

当社は、社員の行動規範を定め、社内に周知徹底させるとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、社内に対しコンプライアンスの知識を高めると同時にコンプライアンスを尊重する意識を醸成する活動を行い、コンプライアンス体制の維持と管理に努める。

（運用状況）

コンプライアンス委員会は、社員の行動規範をはじめとする当社の方針を記載した方針手帳を作成して社員に配付し、コンプライアンス教育を実施しています。

また、当社の事業に関わる法律について、公布されたものを半年ごとにチェックし、改正点への対応を実施しています。コンプライアンス委員会の活動状況は、ＣＳＲ推進会議および取締役会にて定期的に報告しています。

６．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、当社の定める関係会社管理規程に基づき、重要な承認事項については当社の所定の承認を得ることとし、また、重要な報告事項については当社の常務会に報告することとする。

（運用状況）

子会社の重要な承認事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会、稟議書等で承認するとともに、重要な報告事項についても当社の常務会に報告されています。

７．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、当社に準じたリスク管理体制を構築しリスクの管理を行う。

（運用状況）

子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、子会社ごとにリスク管理責任者とリスク管理担当者を任命して、リスク管理体制を構築しています。重要な子会社では、当社に準じてリスクアセスメントを実施し、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。

当社が策定している事業継続計画（ＢＣＰ）は子会社にも適用し、安否確認訓練は子会社の社員にも実施しています。

８．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社を管理する部署として関連事業部を置くとともに関係会社管理規程を制定し、業務の円滑化と管理の適正化をはかり、子会社の取締役、監査役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

（運用状況）

子会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、各社ごとに社長方針と重点施策を策定し、定期的に進捗状況を報告しています。

子会社の代表者は、当社の部支店長会への出席や業務日報にて、職務の執行状況を定期的に報告しています。

関連事業部は、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、定期的に関係会社会議を開催して、共通課題について指導を実施しています。

９．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制を構築する。当社が定めた行動規範は子会社の社員にも適用する。

（運用状況）

子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、子会社ごとにコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を任命して、コンプライアンス体制を構築しています。

コンプライアンス委員会は、行動規範を記載した方針手帳を、子会社の社員にも配付しています。

また、当社グループの事業に係る法律の改正をチェックし、必要に応じて子会社に通知、教育を実施しています。

10．その他の会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理体制の構築に努める。

当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を置き、当社ならびに当社グループにおける内部管理体制の適切性、有効性を検証する。

（運用状況）

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体のコンプライアンス維持管理体制を構築しています。

リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、当社グループの事業目的の達成を阻害する要因を特定し、対応策を実施しています。

内部監査室は、監査計画に基づき、当社ならびに子会社にて内部監査を実施し、監査結果を常務会に報告しています。

11. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、当社では、監査役の職務を補助すべき社員はいないが、監査役または監査役会から要請があった場合は、監査役室を置き、必要な人員を配置する。

（運用状況）

当事業年度においては、監査役または監査役会から監査役の職務を補助すべき使用人の要請はありませんでした。

12. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室の社員の人事異動、人事考課等については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

（運用状況）

当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

13. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役室の社員は、当社の全ての取締役および社員の指揮命令を受けないことを職制規程に明記し、これを徹底する。

（運用状況）

当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

14. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および社員は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、または、取締役および社員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、監査役または監査役会に報告する。

部門を担当する取締役は、当該部門長とともに、定期的または必要に応じ、担当する部門のリスク管理体制を含めた現況について監査役または監査役会に報告するものとする。

（運用状況）

コンプライアンス委員会並びにリスク管理委員会の活動について、四半期ごとに取締役会において監査役にも報告しています。

社員からの内部通報は、窓口である経営企画部より監査役に報告しています。

また社外取締役と監査役からなる社外窓口を設置し、監査役へ直接報告できる体制を整備しています。

15. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、コンプライアンス規程を定め、グループ社内通報制度を整備運用する。社内通報制度の窓口となる部門は経営企画部とし、子会社の取締役、監査役および社員から通報を受けたときは、当社の監査役に報告する。

（運用状況）

子会社の社員等より通報を受けた場合は、窓口である経営企画部より監査役に報告しています。

また社外取締役と監査役からなる外部窓口を設置し、子会社にも周知しました。

16. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの社員が監査役へ情報提供をしたことを理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

（運用状況）

内部通報規程において、通報したことを理由に、通報者に対し不利益な取扱いや通報者の職場環境が悪化することがないよう、適切な措置を講ずることを規定しています。

17. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に請求できることとし、会社はその費用を負担する。

（運用状況）

監査役が職務の執行のために支払った費用については、速やかに処理しています。

18. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および社員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査室との連携をはかり、会社との適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行をはかる。

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常務会、部支店長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求めることとする。

監査役は、当社の会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携をはかる。

（運用状況）

監査役は代表取締役、内部監査室、当社の会計監査人と定期的な会合を設け、報告を受けるとともに意見交換を行い、監査の実効性を確保しています。また取締役会のほか常務会等の社内の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、また説明を求めています。

19. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行う。

財務報告に係る内部統制と金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するため、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

（運用状況）

内部統制委員会は、財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況を評価し、必要に応じて是正を行い、取締役会に報告しています。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（2））の一つとして、平成26年５月９日開催の当社取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続を決議し、平成26年６月26日開催の当社第112回定時株主総会において本プランの継続について承認を得ております。

Ⅰ.当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような大規模買付行為を行なう者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

Ⅱ.基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和６年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のＩＴ技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取組んでまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、①高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、②最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、③物流が公益に深く関わる事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、ＣＳＲへの取組みを実践していることにあると考えております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プランの概要と目的

当社は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、平成26年6月26日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂き、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を継続しております。本プランは、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会の勧告がある等一定の場合には、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施することがあります。

２．本プランの内容

本プランは以下の(ⅰ)又は(ⅱ)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(ⅰ)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）とともに、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価･検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうとともに、独立委員会に対し買収防衛策発動の是非について諮問します。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告することがあります。

また、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、事前に株主意思の確認を得る旨の意見を述べた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会における株主投票又は書面投票のいずれかの方法を選択し、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。

本プランにおける対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行なうこととします。

なお、本プランの有効期間は、平成29年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

Ⅳ．上記Ⅱ及びⅢの取組みについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記Ⅱ及びⅢの取組みが上記Ⅰの基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成26年６月26日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	45,505	流動負債	27,616
現金及び預金	12,096	支払手形及び営業未払金	10,878
受取手形及び営業未収金	22,718	短期借入金	9,067
有価証券	5,799	１年内返済予定の長期借入金	1,058
貯蔵品	111	１年内償還予定の社債	15
前払費用	580	未払金	1,155
繰延税金資産	623	未払費用	1,702
その他	3,577	未払法人税等	1,330
貸倒引当金	△0	未払消費税等	448
固定資産	77,141	賞与引当金	1,381
有形固定資産	48,150	役員賞与引当金	1
建物及び構築物	22,480	その他	578
機械装置	2,165	固定負債	21,325
車両	981	社債	5,405
工具器具備品	78	長期借入金	10,782
土地	20,175	繰延税金負債	3,146
リース資産	875	役員退職慰労引当金	24
建設仮勘定	1,392	退職給付に係る負債	150
無形固定資産	2,552	資産除去債務	692
ソフトウェア	350	その他	1,123
のれん	1,629	負債合計	48,942
その他	572	（純資産の部）	
投資その他の資産	26,439	株主資本	67,736
投資有価証券	20,544	資本金	9,117
長期貸付金	15	資本剰余金	7,850
長期前払費用	54	利益剰余金	53,258
繰延税金資産	98	自己株式	△2,489
退職給付に係る資産	110	その他の包括利益累計額	5,872
その他	5,633	その他有価証券評価差額金	6,106
貸倒引当金	△17	為替換算調整勘定	△191
		退職給付に係る調整累計額	△42
		非支配株主持分	96
		純資産合計	73,705
資産合計	122,647	負債及び純資産合計	122,647

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**104,824**
営業原価		**95,556**
営業総利益		**9,267**
販売費及び一般管理費		3,712
営業利益		**5,555**
営業外収益		
受取利息及び配当金	428	
持分法による投資利益	207	
雑収入	169	804
営業外費用		
支払利息	185	
雑損失	24	210
経常利益		**6,149**
特別利益		
固定資産売却益	183	
投資有価証券売却益	374	558
特別損失		
固定資産除売却損	114	
減損損失	92	206
税金等調整前当期純利益		**6,501**
法人税、住民税及び事業税		2,143
法人税等調整額		△69
当期純利益		**4,427**
非支配株主に帰属する当期純利益		7
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,420**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日　残高	9,117	7,849	49,795	△2,486	64,276
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△956		△956
親会社株主に帰属する当期純利益			4,420		4,420
自己株式の処分		0		1	2
自己株式の取得				△5	△5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	0	3,463	△3	3,460
平成29年３月31日　残高	9,117	7,850	53,258	△2,489	67,736

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成28年４月１日　残高	4,201	△123	△222	3,855	90	68,222
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				－		△956
親会社株主に帰属する当期純利益				－		4,420
自己株式の処分				－		2
自己株式の取得				－		△5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,904	△68	180	2,017	5	2,022
連結会計年度中の変動額合計	1,904	△68	180	2,017	5	5,482
平成29年３月31日　残高	6,106	△191	△42	5,872	96	73,705

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1.連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社　24社

丸十運輸倉庫㈱、丸全水戸運輸㈱、丸全北海道運輸㈱、マルゼン･オブ･アメリカ インコーポレイテッド、丸全京浜物流㈱、丸全中部物流㈱、丸全関西物流㈱、丸全鹿島物流㈱、丸全京葉物流㈱、昭和物流㈱、昭和アルミサービス㈱、ＳＡＳロジスティックス㈱、㈱スマイルライン、丸全港運㈱、丸全流通サービス㈱、丸全茨城流通㈱、丸全九州運輸㈱、武州運輸倉庫㈱、丸全関西流通㈱、丸全中部流通㈱、丸全トランスパック㈱、鹿島タンクターミナル㈱、丸全電産ロジステック㈱、丸全電産儲運(平湖)有限公司

(2)非連結子会社　13社

丸全川崎運輸㈱ 他　12社

非連結子会社13社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等が連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2.持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社　２社

国際埠頭㈱、丸全商事㈱

(2)持分法を適用しない非連結子会社または関連会社　18社

徐州丸全外運有限公司、丸全川崎運輸㈱ 他　16社

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3)持分法適用会社の決算日等に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3.連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちマルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド及び丸全電産儲運(平湖)有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

②たな卸資産

貯蔵品	主として、最終仕入原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づき償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
③役員賞与引当金	国内連結子会社の一部は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
④役員退職慰労引当金	国内連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4)重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③連結子会社における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5.のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、10年で均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は、軽微であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務（すべて財団抵当に係るもの）

建物及び構築物	1,337百万円	(1,337百万円)
機械装置	197百万円	(197百万円)
土地	3,072百万円	(1,525百万円)
計	4,608百万円	(3,060百万円)

上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	891百万円	(686百万円)
長期借入金	2,735百万円	(2,735百万円)

上記のうち、（ ）内書は港湾運送事業、道路交通事業財団抵当及び工場財団抵当権並びに当該債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　64,290百万円

3. 圧縮記帳

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

建物及び構築物	159百万円
機械装置	60百万円
土地	38百万円

4. 偶発債務

(1)保証債務額

㈱ワールド流通センター	43百万円
計	43百万円

(2)受取手形裏書譲渡高　49百万円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式数	千株	千株	千株	千株
普通株式	98,221	－	－	98,221
合計	98,221	－	－	98,221
自己株式				
普通株式(注)	8,754	12	5	8,760
合計	8,754	12	5	8,760

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り12千株であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡し0千株と転換社債への充当4千株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年６月29日 定時株主総会	普通株式	501,278千円	5.5 円	平成28年３月31日	平成28年６月30日
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	455,689千円	5.0 円	平成28年９月30日	平成28年12月12日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年６月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	546,808千円	6.0 円	平成29年３月31日	平成29年６月30日

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（百万円）
繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	471
未払事業税	93
その他	208
繰延税金資産小計	774
評価性引当額	△150
繰延税金資産計	623
繰延税金資産（固定）	
退職給付に係る負債	66
資産除去債務	198
投資有価証券評価損	57
役員退職慰労引当金	26
その他	106
繰延税金資産小計	456
評価性引当額	△145
繰延税金資産計	310
繰延税金負債（固定）	
固定資産買換圧縮積立金	△653
その他有価証券評価差額金	△2,599
資産除去債務に対応する除去費用	△63
退職給付に係る資産	△33
その他	△8
繰延税金負債計	△3,358
繰延税金負債の純額	△2,424

６．金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業資金にかかる資金調達であり、長期借入金（原則として７年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

社債は、主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時　価　（*）	差　　額
(1) 現金及び預金	12,096	12,096	－
(2) 受取手形及び営業未収金	22,718	22,718	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	21,381	21,381	－
(4) 支払手形及び営業未払金	(10,878)	(10,878)	－
(5) 短期借入金	(9,067)	(9,067)	－
(6) 社債	(5,421)	(6,236)	△815
(7) 長期借入金	(11,840)	(11,932)	△91

（*）負債に計上されるものについては、（　）で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。譲渡性預金等の短期のものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 支払手形及び営業未払金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、社債については１年内償還予定の社債15百万円が含まれています。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。なお、長期借入金については１年内返済予定の長期借入金1,058百万円が含まれています。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額4,963百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めていません。

７．賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、神奈川県その他の地域において、倉庫（土地を含む）を有しております。

平成29年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は187百万円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時　　価
2,626	3,669

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	822円80銭
１株当たり当期純利益	49円41銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	43円32銭

９．その他の注記

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**35,894**	**流動負債**	**22,603**
現金及び預金	6,619	営業未払金	9,400
受取手形	1,011	短期借入金	8,617
営業未収金	18,063	1年内返済予定の長期借入金	891
有価証券	4,899	1年内償還予定の社債	15
貯蔵品	91	リース債務	28
前払費用	342	未払金	811
繰延税金資産	338	未払費用	702
短期貸付金	1,467	未払法人税等	1,045
未収入金	133	未払消費税等	212
仮払金	39	預り金	107
立替金	787	前受収益	73
信託受益権	2,099	賞与引当金	696
貸倒引当金	△0	**固定負債**	**19,375**
固定資産	**71,523**	社債	5,405
有形固定資産	**39,919**	長期借入金	9,977
建物	17,862	リース債務	67
構築物	909	繰延税金負債	3,038
機械装置	1,859	長期未払金	63
車両	321	資産除去債務	512
工具器具備品	35	その他	310
土地	17,479	**負債合計**	**41,978**
リース資産	88	（純資産の部）	
建設仮勘定	1,363	**株主資本**	**59,680**
無形固定資産	**856**	**資本金**	**9,117**
借地権	415	**資本剰余金**	**7,846**
商標権	0	資本準備金	7,842
電話加入権	8	その他資本剰余金	3
施設利用権	14	**利益剰余金**	**44,612**
ソフトウェア	345	利益準備金	1,658
ソフトウェア仮勘定	72	その他利益剰余金	42,953
投資その他の資産	**30,748**	特定資産買換圧縮積立金	1,483
投資有価証券	16,258	退職給与積立金	300
関係会社株式	9,610	別途積立金	36,993
出資金	21	繰越利益剰余金	4,177
関係会社出資金	315	**自己株式**	**△1,895**
長期貸付金	87	**評価・換算差額等**	**5,758**
長期前払費用	34	その他有価証券評価差額金	5,758
前払年金費用	148	**純資産合計**	**65,439**
差入保証金	1,425		
有期年金保険	2,786		
その他	145		
貸倒引当金	△86		
資産合計	**107,418**	**負債及び純資産合計**	**107,418**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**83,117**
営業原価		**76,325**
営業総利益		**6,792**
販売費及び一般管理費		2,037
営業利益		**4,754**
営業外収益		
受取利息及び配当金	660	
雑収入	152	813
営業外費用		
支払利息	143	
雑損失	18	161
経常利益		**5,405**
特別利益		
固定資産売却益	97	
投資有価証券売却益	374	472
特別損失		
固定資産除売却損	97	
減損損失	0	97
税引前当期純利益		**5,780**
法人税、住民税及び事業税		1,710
法人税等調整額		△34
当期純利益		**4,105**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						特定資産買換圧縮積立金	退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成28年４月１日 残高	9,117	7,842	3	7,845	1,658	1,517	300	34,493	3,494	41,463	△1,891	56,535
事業年度中の変動額												
特定資産圧縮積立金の取崩				－		△34			34	－		－
剰余金の配当				－					△956	△956		△956
別途積立金の積立				－				2,500	△2,500	－		－
自己株式の処分			0	0						－	1	2
自己株式の取得				－						－	△5	△5
当期純利益				－					4,105	4,105		4,105
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				－						－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	△34	－	2,500	682	3,148	△3	3,145
平成29年３月31日 残高	9,117	7,842	3	7,846	1,658	1,483	300	36,993	4,177	44,612	△1,895	59,680

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年４月１日 残高	4,006	4,006	60,541
事業年度中の変動額			
特定資産圧縮積立金の取崩		－	－
剰余金の配当		－	△956
別途積立金の積立		－	－
自己株式の処分		－	2
自己株式の取得		－	△5
当期純利益		－	4,105
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,751	1,751	1,751
事業年度中の変動額合計	1,751	1,751	4,897
平成29年３月31日 残高	5,758	5,758	65,439

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)　有価証券

①子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2)　たな卸資産

貯蔵品	最終仕入原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
(2)　無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づき償却しております。
(3)　リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金	債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2)　賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金
（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生事業年度の翌年度から費用処理することとしております。
また、当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。
また、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

4．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は、軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

建物	347百万円	(347百万円)
土地	2,408百万円	(861百万円)
計	2,755百万円	(1,208百万円)

上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	741百万円	(536百万円)
長期借入金	2,037百万円	(2,037百万円)

上記のうち、（ ）内書は港湾運送事業及び道路交通事業財団抵当並びに当該債務を示しております。

２．有形固定資産の減価償却累計額　49,371百万円

３．圧縮記帳

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

建物	159百万円
機械装置	60百万円
土地	38百万円

４．偶発債務

(1) 保証債務額

下記の会社の銀行借入金等に対し債務保証を行っております。

昭和物流㈱	280百万円
丸十運輸倉庫㈱	170百万円
武州運輸倉庫㈱	70百万円
㈱ワールド流通センター	43百万円
昭和アルミサービス㈱	30百万円
丸全京葉物流㈱	13百万円
丸全水戸運輸㈱	10百万円
ＳＡＳロジスティックス㈱	7百万円
計	624百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高　49百万円

５．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,583百万円
長期金銭債権	72百万円
短期金銭債務	2,308百万円
長期金銭債務	55百万円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,467百万円
仕入高	16,918百万円
営業取引以外の取引高	310百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（注）	7,080千株	12千株	5千株	7,086千株
合計	7,080千株	12千株	5千株	7,086千株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り12千株であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡し0千株と転換社債への充当4千株であります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（百万円）
繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	214
未払事業税	69
その他	54
繰延税金資産計	338
繰延税金資産（固定）	
資産除去債務	156
投資有価証券評価損	57
その他	90
繰延税金資産小計	305
評価性引当額	△114
繰延税金資産計	190
繰延税金負債（固定）	
前払年金費用	△45
固定資産買換圧縮積立金	△653
その他有価証券評価差額金	△2,470
資産除去債務に対応する除去費用	△59
繰延税金負債計	△3,229
繰延税金負債の純額	△2,700

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	718円05銭
１株当たり当期純利益	45円05銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	39円57銭

８．その他の注記

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

丸全昭和運輸株式会社
取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　田　弘　幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　見　正　浩　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

丸全昭和運輸株式会社

取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　田　弘　幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　見　正　浩　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

特に記載すべき事項はありません。

平成29年５月18日

丸全昭和運輸株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　澁　谷　康　弘　㊞

常勤監査役　山　形　正　治　㊞

監　査　役（社外監査役）　竹　内　伸　行　㊞

（注）監査役岡部眞純は、平成28年８月８日逝去により退任いたしました。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、長期的に安定した配当の維持を基本としながら、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案して以下のとおり期末配当およびその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金６円といたしたいと存じます。

また、この場合の配当総額は546,808,692円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日といたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、年間配当金は、中間配当金５円とあわせまして、前期に比べ１円増配の11円となります。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　3,100,000,000円

②　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　3,100,000,000円

第２号議案　取締役17名選任の件

取締役全員（16名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため１名増員し、取締役17名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	あさいとしゆき 浅井俊之 (昭和20年６月27日生)	昭和43年３月　当社入社 平成８年10月　当社中部支店長 平成13年６月　当社取締役 平成17年６月　当社常務取締役 平成21年６月　当社代表取締役専務 平成24年６月　当社代表取締役社長（現任）	72,000株
2	おおにしけいじ 大西敬二 (昭和22年12月21日生)	昭和45年３月　当社入社 平成16年４月　当社関西支店長 平成17年６月　当社取締役 平成19年６月　当社常務取締役 平成24年６月　当社代表取締役専務（現任） 平成24年６月　当社営業本部長（現任）	69,000株
3	なかむらまさひろ 中村匡宏 (昭和35年８月29日生)	昭和62年７月　当社入社 平成11年４月　当社経営企画室長 平成11年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役（現任）	1,104,000株
4	かやまひとし 加山等 (昭和27年２月14日生)	昭和49年３月　当社入社 平成13年12月　当社物流企画部長 平成21年６月　当社営業開発部長 平成21年６月　当社営業本部副本部長（現任） 平成21年６月　当社取締役 平成27年６月　当社常務取締役（現任）	38,000株
5	すずきひであき 鈴木秀明 (昭和27年11月23日生)	昭和53年３月　当社入社 平成20年６月　当社海外事業部長 平成20年６月　当社中国室長 平成23年６月　当社取締役 平成25年４月　当社海外事業推進部長 平成27年６月　当社常務取締役（現任） 平成27年６月　当社海外物流本部長 平成29年４月　当社海外事業本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド取締役社長 丸全電産儲運(平湖) 有限公司董事長	15,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	なかの　まさや 中野　正也 (昭和28年７月２日生)	昭和52年３月　当社入社 平成17年４月　当社総務部長 平成21年６月　当社取締役 平成28年６月　当社常務取締役（現任）	25,000株
7	いしかわ　けんいち 石川　健一 (昭和28年９月19日生)	昭和53年３月　当社入社 平成19年６月　当社経理部長 平成24年６月　当社取締役（現任）	16,000株
8	りゅうこうでん　ひでたか 龍康殿　秀尊 (昭和32年５月10日生)	昭和56年３月　当社入社 平成23年４月　当社物流品質環境部長 平成24年４月　当社川崎支店長 平成27年６月　当社取締役（現任）	19,000株
9	わかお　まさみち 若尾　正道 (昭和33年１月８日生)	昭和57年３月　当社入社 平成23年４月　当社関東支店長 平成27年６月　当社取締役（現任）	14,000株
１０	おかだ　ひろつぐ 岡田　廣次 (昭和33年12月１日生)	昭和57年３月　当社入社 平成21年６月　当社中部支店長 平成27年６月　当社取締役（現任） 平成27年10月　当社関西支店長	14,000株
１１	のぐち　まさよし 野口　正剛 (昭和17年３月20日生)	昭和39年３月　当社入社 平成５年６月　当社取締役 平成９年６月　当社常務取締役 平成15年６月　当社代表取締役専務 平成17年６月　当社代表取締役社長 平成24年６月　当社代表取締役会長 平成27年６月　当社取締役相談役（現任）	85,000株
１２	むらた　やすみち 村田　安通 (昭和24年１月31日生)	昭和46年４月　昭和電工株式会社入社 平成18年１月　同社執行役員就任 平成22年１月　同社常務執行役員就任 平成23年３月　同社取締役 兼 常務執行役員就任 平成25年３月　昭光通商株式会社常勤監査役就任 平成26年３月　当社顧問 平成26年６月　当社取締役（現任） 平成27年４月　当社内部監査室長（現任）	10,000株
＊ １３	のぐち　としひで 野口　利英 (昭和35年８月１日生)	平成２年２月　当社入社 平成27年４月　当社鹿島支店長 平成29年４月　当社役員付部長（現任）	5,629株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
＊ １４	しまだ りょうじ 嶋田良二 (昭和35年10月１日生)	昭和54年10月　当社入社 平成25年４月　当社関西支店長 平成27年10月　当社中部支店長(現任) ［重要な兼職の状況］ 丸全中部流通株式会社代表取締役社長	5,267株
＊ １５	あんどう ゆういち 安藤雄一 (昭和40年４月15日生)	平成元年３月　当社入社 平成25年４月　当社営業企画部長（現任） 平成28年４月　当社３ＰＬ事業部長(現任) ［重要な兼職の状況］ 丸全北海道運輸株式会社代表取締役社長	4,459株
１６	ないとう あきのぶ 内藤彰信 (昭和23年12月12日生)	昭和46年４月　三菱商事株式会社入社 平成10年７月　米国CALIFORNIA OILS CORP.社長 平成14年６月　国際埠頭株式会社代表取締役社長 平成14年６月　株式会社ケー･エフ代表取締役社長 平成21年６月　国際埠頭株式会社顧問 平成23年６月　当社社外取締役（現任）	－
１７	うめわか かずこ 梅若和子 (昭和21年７月18日生)	平成13年12月　特別非営利法人日本伝統文化交流協会理事長（現任） 平成17年10月　Umewaka International株式会社代表取締役社長 平成20年６月　Umewaka International株式会社代表取締役（現任） 平成23年５月　飛騨川温泉土地株式会社代表取締役社長 平成27年２月　飛騨川温泉土地株式会社代表取締役（現任） 平成28年６月　当社社外取締役（現任）	－

（注）１．＊印は、新任の取締役候補者であります。

２．鈴木秀明氏は、上記の[重要な兼職の状況]とは別に、PT.Maruzen Samudera Taiheiyo（ﾏﾙｾﾞﾝ・ｻﾑﾃﾞﾗ・ﾀｲﾍｲﾖｰ）の代表取締役副社長を兼務しており、当社は同社と継続的な取引があります。その他の各候補者につきましては、当社との間に特別の利害関係はありません。

３．内藤彰信および梅若和子の両氏は、社外取締役候補者であります。

４．内藤彰信氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

５．梅若和子氏は、飛騨川温泉土地株式会社の代表取締役として長年の経営に携わり、その豊富な経験と知識を活かし、グローバルかつ女性の視点から、当社の経営を監督していただくと共に、今後さらに推進すべく女性の活躍に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

６．内藤彰信氏および梅若和子氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結時をもって、内藤彰信氏が６年、梅若和子氏が１年となります。
７．当社は、内藤彰信および梅若和子の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、事業報告中の「２．会社の現況（３）会社役員の状況」における「③社外役員に関する事項」の「ハ.責任限定契約の内容の概要」（13頁）に記載のとおりであり、内藤彰信および梅若和子の両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
８．当社は、内藤彰信および梅若和子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員として継続する予定であります。
９．新任候補であります野口利英、嶋田良二および安藤雄一の３氏が所有する株式には、平成29年３月31日現在の当社従業員持株会における本人の持分をそれぞれ含めております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役岡部眞純氏は、平成28年８月８日逝去により退任されたため、同氏の補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任される監査役候補者の任期は、当社現行定款第35条第２項の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
佐藤昭雄（さとうあきお） (昭和25年12月20日生)	昭和54年10月　新光監査法人入所 昭和58年３月　公認会計士登録 平成19年６月　新日本監査法人（現　新日本有限責任監査法人）入所 平成20年６月　佐藤昭雄会計事務所所長（現任）	―

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．佐藤昭雄氏は、社外監査役候補者であります。
３．佐藤昭雄氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は長年にわたる公認会計士としての活動により深い専門知識と経験を有しており、社外監査役として取締役会、監査役会で財務の健全性や正確性の観点から適切な助言を頂けるものと判断したため社外監査役として選任をお願いするものです。
４．佐藤昭雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額といたします。
５．佐藤昭雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成26年６月26日開催の当社第112回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）の継続についてご承認をいただきました。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益および企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年６月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを決定したものであります（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、ご承認をいただいた時から、平成32年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

つきましては、本プランにつき株主様のご承認をお願いするものであります。

本プランの内容は、56頁から71頁に記載しておりますが、本プランの継続に当たり、現プランと実質的内容に変更はございません。

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行なう者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和６年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のＩＴ技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取組んでまいりました。

このような当社および当社グループの企業価値の源泉は、①高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、②最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、③物流が公益に深く関わる事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、ＣＳＲへの取組みを実践していることにあると考えております。

まず、①の物流サービスの構築力と提案力は、物流と情報の一元化を可能とする３ＰＬ（サードパーティロジスティクス）システム（当社では、“マルゼンロジスティクスパートナー”の頭文字をとって“ＭＬＰシステム”と呼称）をツールとして物流システムのオーダーメードを実現しお客様から高い評価を得ております。

次に②の高品質な現場力では、お客様からお預かりする貨物の特性に精通した物流管理能力に優れた人材と個々の作業に類まれな技術力を発揮する技術者を配置し、高品質な物流サービスを提供することにより長年にわたりお客様から厚い信頼を頂いております。

また、③のＣＳＲへの取組み強化では、内部統制システムの構築と共にＣＳＲ推進体制としてＣＳＲ推進会議（議長：社長）を設置し、下部委員会として内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、個人情報保護管理委員会、環境委員会、安全品質委員会等を置き、ＣＳＲに関する整合性の取れた組織的な取組みにより社会的責任を全うできる管理体制を構築しております。

このような創業以来の当社および当社グループの取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉となっており、当社の企業文化の継続・発展を通して当社の社会的意義を高めるとともに、結果として企業価値および株主共同利益の最大化に繋がるものと考えております。

また、当社を取り巻く経営環境を見てみると、今、まさに大きく変化しようとしており、英国のＥＵ離脱表明や米国新政権の「ＡＭＥＲＩＣＡ　ＦＩＲＳＴ（米国第一主義）」に代表されるように、これまでの自由貿易主義から、保護貿易主義へ移行する動きは、経済停滞への不安だけではなく、社会的・政治的な混乱を招くリスクも、もたらしています。

一方、人工知能、ＩｏＴなどテクノロジーの進展は、「第４次産業革命」とも言われていますが、物流業界のみならず産業界全体の労働力不足は、ロボット、自動運転に代表される自動化技術の進展を加速させるとともに、ビジネスの在り方、個人の働き方に大きな影響を与えていくことに違いありません。また、長時間労働への対応が急務となっていることから、物流業界は、労働集約産業から、装置産業等の他産業に近い形態に変貌するかもしれません。

中長期の環境変化に対し、当社の柔軟性が求められることは言うまでもありませんが、しかし同時に、大きく環境の変わる今だからこそ、創業以来、当社の成長の基盤となっている「品質」を見直し、市場での存在感を高めたいと考えております。そのために平成28年度から３年間にわたる第６次中期経営計画では、グローバル化やテクノロジーが更に進展した世界を次のステージ（ＮＥＸＴ　ＳＴＡＧＥ）と位置付け、その中でも存在感を発揮し続ける企業として、次の３点をねらいとした基盤を強化する計画を実施しております。

(1) 「高品質なサービス」を継続的に提供できる体制を整備する。
(2) 当社グループ社員の活力を引き出す環境を整備し、創造性と実行力を兼ね備えた組織を構築する。
(3) ステークホルダーの期待に応えると共に、コンプライアンス、リスクマネジメント等のＣＳＲの各取組みを強化する。

そのため、「ガバナンスの強化」「品質（サービスレベル）の向上」「営業力の強化」に重点を置き、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

＜重点施策＞

１．売上の拡大

① 3PL事業の売上拡大

② グローバル物流事業の売上拡大

③ 新しいサービスの創造

２．企業基盤の強化

① ガバナンスの強化

② 品質（サービスレベル）の向上

③ IT・マテハンの拡充

④ M&Aの活用

３．営業力の強化

① 営業機能の強化

② 個別事業の強化

③ 海外営業の強化

これらの第６次中期経営計画を着実に実行することで、当社グループの未来を切り開き、企業価値の更なる向上と株主共通の利益を確保することができると考えております。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、独立委員会規程（その概要については別紙１をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会の勧告がある等一定の場合には、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施することがあります。なお、本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙２に記載の３氏が就任する予定です。

また、平成29年３月31日現在における当社大株主の状況は、別紙３「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

２．本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(ⅰ)または(ⅱ)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、または行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(ⅰ)当社が発行者である株式等[1]について、保有者[2]の株式等保有割合[3]が20％以上となる買付け

(ⅱ)当社が発行者である株式等[4]について、公開買付け[5]に係る株式等の株式等所有割合[6]およびその特別関係者[7]の株式等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

（注１）金融商品取引法第27条の23第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

（注２）金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

（注３）金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

（注４）金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ⅱ)において同じとします。

（注５）金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じとします。

（注６）金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

（注７）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

（ⅰ）買付者等の概要

(ｲ) 氏名または名称及び住所又は所在地

(ﾛ) 代表者の役職および氏名

(ﾊ) 会社等の目的および事業の内容

(ﾆ) 大株主または大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ﾎ) 国内連絡先

(ﾍ) 設立準拠法

（ⅱ）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（ⅲ）買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、ならびに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等[8]その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主および投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日[9]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（ⅰ）(ﾎ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

（注８）金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注９）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会および独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」（④にて後述します。）を開始するものとします（ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

(ⅰ)買付者等およびそのグループ（共同保有者[10]、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）

(ⅱ)大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行なった後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

(ⅲ)大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(ⅳ)大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）

(ⅴ)大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要

(ⅵ)買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(ⅶ)買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

（注10）金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

(ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との間で利益相反が生じる場合には利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合または意向表明書受領日から60日間が経過したときには、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行なった後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると当社取締役会および独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主および投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（ⅰ）または（ⅱ）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

（ⅰ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

（ⅱ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、上記②から④までに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙４に掲げるいずれかの類型に該当すると認められる等、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。なお、独立委員会は、当該大規模買付等について、別紙４に掲げる発動事由のうち、６～10に該当すると判断した場合には、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得る旨の意見を述べることができるものとします。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行なうものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、事前に株主意思の確認を得る旨の意見を述べた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかの方法（以下「株主意思確認総会等」といいます。）を選択し、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会等の実施を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以って満了するものとします。

株主意思確認総会等を行なう場合、当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票のいずれによって株主意思の確認を行なうのかを決定した後に、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、これらの決定内容を速やかに情報開示します。なお、株主意思確認総会等の手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権１個につき１個とします。

また、投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、実務上可能な限り最短の日とし、公告は投票基準日の２週間前までに行なうものとします。

株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は当該株主意思確認総会等における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行ない、必要な手続きを行ないます。一方、当該株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行ないます。

当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会等を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

⑦対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付等を中止した場合または(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を行なうものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうこととします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙５「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。

例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成32年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行なわれた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行ないます。

３．本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続導入されていること

本プランは、上記１．に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続することとしており、上記２．(3)に記載した通り、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記２．(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記２．(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

４．株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続導入時には、本新株予約権の発行自体は行なわれません。従って、本プランがその継続導入時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の２．(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、また当社株式１株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記２．(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法および株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行ないますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以　上

別紙１

独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関して取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、また当該判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。

２．独立委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役または(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

３．独立委員会の委員の任期は、選任の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

４．独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。

５．独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。

６．独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

７．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

(1)本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）

(2)本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止

(3)本プランの廃止および変更

(4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

８．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

９．独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以　上

別紙２

独立委員会委員の略歴（五十音順）

佐藤　昭雄　（さとう　あきお）（昭和25年12月20日生）
昭和54年10月　新光監査法人入所
昭和58年３月　公認会計士登録
平成19年６月　新日本監査法人（現　新日本有限責任監査法人）入所
平成20年６月　佐藤昭雄会計事務所所長（現在に至る）

佐藤昭雄氏は、平成29年６月29日開催予定の当社第115回定時株主総会に付議する監査役選任議案における社外監査役候補者であります。

澁谷　康弘　（しぶや　やすひろ）（昭和36年２月３日生）
昭和58年４月　株式会社横浜銀行入行
平成21年４月　同行融資部長
平成22年４月　同行執行役員融資部長
平成25年６月　同行取締役執行役員融資部、経営管理部担当
平成28年６月　当社常勤監査役(社外監査役）就任（現在に至る）

内藤　彰信　（ないとう　あきのぶ）（昭和23年12月12日生）
昭和46年４月　三菱商事株式会社入社
平成７年11月　三菱商事株式会社油脂部部長代行
平成14年６月　国際埠頭株式会社代表取締役社長
平成21年６月　国際埠頭株式会社顧問
平成23年６月　当社社外取締役就任（現在に至る）

＊上記３氏と当社の間に、特別の利害関係等はありません。
＊当社は、内藤彰信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、佐藤昭雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満しており、同氏が平成29年６月29日開催予定の当社第115回定時株主総会において監査役に選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

以　上

別紙３

当社の大株主の株式保有状況

大株主一覧

平成29年3月31日現在

株主名	持株数	議決権比率
丸全商事株式会社	8,229千株	9.03%
明治安田生命保険相互会社	6,095	6.68
株式会社横浜銀行	4,517	4.95
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	3,716	4.07
丸全昭和運輸取引先持株会	3,657	4.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,693	2.95
株式会社みずほ銀行	2,235	2.45
横浜振興株式会社	2,207	2.42
日本生命保険相互会社	2,010	2.20
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,800	1.97

（注）当社は自己株式7,086千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除外しております。

以　上

別紙４

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

１．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行なっているまたは行なおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
２．当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
３．当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
４．当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
５．買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行なうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
６．買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。）、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
７．買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者の関係を破壊し当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

８．買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

９．買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

10．その他１．から９．までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以　上

別紙５

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）１株につき１個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行なう場合は、所要の調整を行なうものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

７．本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者[11]、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者[12]、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者[13]（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

８．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

９．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（注11）当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注12）公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。 以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注13）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以　上

第115回定時株主総会会場のご案内図

会場…横浜市中区尾上町一丁目８番地 関内新井ビル11階

関内新井ホール

電話　045－681－6763

○Ｊ　　Ｒ　　線／関内駅下車徒歩２分

○横浜市営地下鉄／関内駅下車徒歩１分

○みなとみらい線／日本大通り駅下車徒歩10分

○バ　　ス／市庁前下車徒歩１分

